令 和 ６ 年 度

鹿島市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

鹿島市監査委員

鹿市監第１０１号
令和７年８月２７日

鹿島市長　松 尾 勝 利　　様

鹿島市監査委員　村　田　敏　樹

鹿島市監査委員　山　口　　孝

令和６年度　決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和７年８月１８日付け鹿市財第１０２号で審査に付された令和６年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

第１　審査の対象

１　令和６年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

２　上記の算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和７年８月 18 日から令和７年８月 21 日まで

第３　審査の方法

審査は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているかを主眼として、関係書類等を照合審査して実施した。

第４　審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているものと認めた。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

令和６年度　鹿島市健全化判断比率審査意見書

１　　審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

２　　審査の結果

（１）総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されている。

記

（単位：％）

健全化判断比率	令和６年度	令和５年度	差引	早期健全化基準 注１
① 実質赤字比率	―	―	―	１３．８１
② 連結実質赤字比率	―	―	―	１８．８１
③ 実質公債費比率 （３ヵ年平均）	９．７	９．３	０．４	２５．０
④ 将来負担比率	９８．４	１０１．２	△２．８	３５０．０

※「―」は、実質赤字額と連結実績赤字額が生じていないことを表している。

（２）個別意見

①　実質赤字比率について

令和６年度の実質赤字比率について、実質赤字額が無いため、実質赤字比率は無い。

②　連結実質赤字比率について

令和６年度の連結実質赤字比率について、連結実質赤字額が無いため、連結実質赤字比率は無い。

③　実質公債費比率について

令和６年度の実質公債費比率（３ヵ年平均）は、前年度より０．４ポイント上昇し、９．７％となっており、早期健全化基準の２５．０％と比較すると、これを下回っている。

なお、単年度の実質公債費負担額の割合は次表のとおりである。

（単位：％）

令和４年度	令和５年度	令和６年度	３ヵ年平均
９．９９０７８	１０．０５６６７	９．２３８７２	９．７

④　将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合を示す指標であり、負債が標準的な収入の何年分にあたるかを表している。

令和６年度の将来負担比率は、前年度より２．８ポイント下降し、９８．４％となっており、早期健全化基準の３５０．０％と比較すると、これを下回っている。

（３）是正改善を要する事項

早期健全化基準内の数値であるため、特に指摘すべき事項は無い。

注１

※早期健全化基準：「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体の財政状況が悪化した場合に、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべきものとして定められた基準。

令和６年度　鹿島市資金不足比率審査意見書

１　　審査の概要

この審査は、市長から提出された公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

２　　審査の結果

（１） 総合意見

審査に付された下記会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されている。

記

（単位：％）

会　　計　　名	資金不足比率	経営健全化基準 注２
水道事業会計	―	２０．０
下水道事業会計	―	２０．０

※「―」は資金不足額が生じていないため、比率が算定されないことを表している。

（２）個別意見

令和６年度の資金不足比率について、いずれの会計においても資金不足額は無く、資金不足比率は無い。

（３）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項は無い。

注２

※経営健全化基準：「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公営企業の経営状況が悪化した場合に、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図るべきものとして定められた基準。